



鳥取県公報

平成 20 年 6 月 10 日 (火)
第 7998 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (424) (指導管理課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (425) (福祉保健課) 2
	総合療育センター及び中部療育園の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務の委託 (426) (障害福祉課) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (4件) (427~430) (耕地課) 3
	土地改良区の解散 (431) (〃) 4
	土地改良区の合併の認可 (432) (〃) 4
	建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (433) (県土総務課) 4
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (434) (東部総合事務所福祉保健局) 25
	指定居宅サービス事業者の指定 (435) (西部総合事務所福祉保健局) 25
	指定居宅介護支援事業者の指定 (436) (〃) 26
	指定介護予防サービス事業者の指定 (437) (〃) 26
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (県土総務課) 27
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (議会事務局総務課) 28

告 示

鳥取県告示第 424 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第 2 条第 1 項第31号及び第55号の 2 に規定する手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部医療指導課
主幹 茗荷 孝幸

3 委任期間

平成20年6月9日から同年7月15日まで

鳥取県告示第 425 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団 内科小児科山 脇医院	鳥取市国府 町奥谷一丁 目110	吉岡温泉いきいきデイ サービスふたば	鳥取市吉岡温泉 町329	認知症対応型通 所介護	平成 20 年 4 月 8 日
〃	〃	稲葉丘いきいきデイサ ービスふたば	鳥取市国府町稲 葉丘三丁目303	〃	平成 20 年 6 月 5 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団 昌平会	西伯郡伯耆 町大原927ー 1	大山リハビリテーショ ン病院訪問リハビリテ ーションおおはら	西伯郡伯耆町大 原927ー 1	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン	平成 20 年 6 月 1 日

鳥取県告示第 426 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度における鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立中部療育園の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社ニチイ学館

2 委託期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 427 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を平成 20 年 6 月 4 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 428 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を平成 20 年 6 月 4 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 429 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、赤碓町土地改良区の定款の変更を平成 20 年 6 月 4 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 430 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、中山町土地改良区の定款の変更を平成 20 年 6 月 4 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 431 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 1 項第 1 号に掲げる事由により、日南町土地改良区が解散したため、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 432 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 72 条第 2 項の規定に基づき、土地改良区の合併を平成 20 年 6 月 4 日認可したため、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 合併により設立する土地改良区
岩美土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区
岩井地区土地改良区
小田川土地改良区
小田南部土地改良区
大谷土地改良区

鳥取県告示第 433 号

平成 21 年度及び平成 22 年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたため、告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第 3 条第 1 項の建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた直前審査（法第 27 条の 23 第 1 項の審査（以下「経営事項審査」という。）であって、審査基準日が平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成 20 年 12 月 31 日）までの間のものをいう。以下同じ。）

を受けていること。

- (4) 直前審査に係る審査基準日前 1 年間(希望工種が土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。))の場合にあっては 2 年間、土木一式工事(同表の中区分の欄に掲げる解体に限る。))及び鋼構造物工事(同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。))の場合にあっては 5 年間)又は当該審査基準日から入札参加資格の審査申請をする日(以下「申請日」という。))までの間に希望工種(とび・土工・コンクリート工事(同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。))にあっては同表の中区分、その他の工種にあっては同表の最小区分による。))に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。

希 望 工 種	要 件
土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。))	(7)のアに掲げる要件をすべて満たしていること。
鋼構造物工事(別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。))	(7)のオの(イ)に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (5) 2の(1)のアの(ア)の e 又は(イ)の d 若しくは e に定める納税証明書に未納税額がないこと。
 (6) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
 (7) 希望工種が次のアからコまでに掲げるもの(以下「特殊工事」という。))の場合にあっては、それぞれに定める要件をすべて満たしていること。

ア 土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときに限る。))

(ア) 県内に本店を有していること。

(イ) 次の技術者を県内の営業所(法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。以下同じ。))に常に備えていること。

- a 法第 27 条第 1 項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者(以下「土木施工管理技士」という。))のうち、1 級の検定に合格した者(以下「1 級土木施工管理技士」という。))
- b 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)別表第 18 に規定するコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
- c クレーン等安全規則(昭和 47 年労働省令第 34 号)第 223 条に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者又は同令第 224 条の 4 第 2 項に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者
- d 社団法人プレストレストコンクリート技術協会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者
- e 社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者
- f 社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者

イ 土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。))

(ア) 次の技術者を常に備えていること。

- a 当該希望工種に係る工事の監督業務に 5 年以上従事した経験のある専任技術者
- b 当該希望工種に係る工事の監督業務に 2 年以上従事した経験のある補助技術者

(イ) 自ら保有し、又はリース契約(リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及びリース契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下同じ。))により使用する次の表の船舶の欄に掲げる船舶を備えていること。

区	船 舶	乗 組 員

分	種 別	規 格 能 力	二級小型 船舶操縦士	運 転 士	その他 の 船 員
1	えい船	100馬力以上	2	—	1
2	起重機船（クレーン付台船を含む。）	25トン吊以上	—	1	3
3	台船	20トン積以上	—	—	2
4	グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力以上	—	1	3

(ウ) 当該希望工種に係る工事において、(イ)の表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に2年以上従事した経験のある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に掲げる人数以上常に備えていること。この場合において、起重機船の乗組員とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互に兼ねることができる。

(エ) 県内に本店を有しない者にあつては、県内に営業所を有し、当該営業所に職員を20名以上（フローティングドック（クレーン及び注排水設備を有するケーソン（海上で支持地盤まで掘削しながら沈下させて設置する鉄筋コンクリート製の箱形の基礎をいう。以下同じ。）製作用の凹型の台船をいう。）又はドルフィンドック（注排水設備を有するケーソン製作用の凹型の台船のうち、ケーソン製作時に海底に着底することができるものをいう。）を自ら使用していないときは他の業者に貸与することができる者（以下「ドック提供者」という。）にあつては、10名以上）、土木施工管理技士を10名以上（ドック提供者にあつては、5名以上）常に備えていること。

ウ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

エ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理（同表の小区分の欄に掲げる一般を除く。）に限る。）

(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合にあつては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械（自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。）を営業所に常に備えていること。

希望工種	機 械
法面植生工	種子吹付機（種子を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。）又はモルタル吹付機（種子、水、肥料等の植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。以下同じ。）
法面保護工	a モルタル吹付機 b 計量器（種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定・管理する装置をいう。） c ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。）

アンカー工	<p>a ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいう。）又はドリフタ（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル（ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。）に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。）及びガイドセル</p> <p>b グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。）</p> <p>c グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）</p>
-------	---

オ 鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）

（ア）（4）の本文の要件に該当する場合

- a 鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
- b 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
- c 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。

（イ）（ア）以外の場合

- a 県内に本店を有すること。
- b 次の機械を備えた工場を有すること。
 - （a）天井走行クレーン（吊り下げ重量が7トン以上のものに限る。）
 - （b）手動ガス切断機（J I S B 6802 に適合しているものに限る。）及び自動ガス切断機（切断板厚60ミリメートル以上のものに限る。）
 - （c）自動溶接機（出力電流が1,000アンペア以上のものに限る。）、交流溶接機（出力電流が300アンペア以上のものに限る。）、溶接棒乾燥機（収納容量が300キログラム以上のものに限る。）及びスタッド溶接機（適用範囲が22ミリメートル以上のものに限る。）
 - （d）ラジアルボール盤（ドリルを使って穴開け加工をする工作機械をいい、穴開け能力が50ミリメートル以上のものに限る。）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40ミリメートル以上のものに限る。）
 - （e）空気圧縮機（5馬力以上のものに限る。）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が10トン以上のものに限る。）及び油圧プレス（加圧能力200トン以上のものに限る。）
- c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の計測機器を備えていること。
 - （a）超音波探傷器
 - （b）携帯式工業エックス線装置
 - （c）塗膜厚測定器
- d 次の技術者を常に備えていること。
 - （a）1級土木施工管理技士
 - （b）労働安全衛生法別表第18に規定する鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - （c）クレーン等安全規則第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - （d）電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - （e）社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - （f）社団法人日本非破壊検査協会が実施するJ I S Z 2305 非破壊試験技術者資格試験に合格した者

カ ほ装工事（別表の中区分の欄に掲げるアスファルトに限る。）

（ア）当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 次の技術者を県内の営業所に常に備えていること。この場合において、a 及び b の技術者は、相互に兼ねることができる。

- a 財団法人道路保全技術センターが実施する 1 級又は 2 級の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者
- b ほ装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者

(ウ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械を県内の営業所に備えていること。

種 別	処 理 能 力 等
モータグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。）	ブレードの長さが 3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。）	施工が可能な幅が 4.5メートル又は 8.5メートルのもの
マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量が 10トン以上のもの
タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	車両の重量が 8 トン以上のもの

(エ) 次の作業員を県内の営業所に常に備えていること。

- a アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者
- b レーキマン（舗装において最後の微調整を専門的に行う者をいう。）

(オ) 県外に本店を有する者にあつては、次に掲げる要件を備えていること。

- a 県内の営業所に職員を 10 名以上常に備えていること。
- b 県内にアスファルトプラント（アスファルト混合物の製造を行う施設をいう。以下同じ。）を保有し、又は県内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

キ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。この場合において、当該職員の中に 1 級又は 2 級の塗装技能士（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項の技能検定のうち、検定職種を 1 級又は 2 級の塗装とするものに合格した者をいう。）が含まれていること。

ク 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）

(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を営業所に常に備えていること。

- a ラインマーカ車（区画線の施工機（溶解された区画線材料を一定の幅で路面に塗布する機械をいう。以下同じ。）を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。）
- b 溶解槽（区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。）
- c 施工幅として 15 センチメートル、30 センチメートル及び 45 センチメートルの施工ができる区画線の施工機

(ウ) 職業能力開発促進法第 44 条第 1 項の規定により実施される路面標示施工の技能検定に合格した者を

常に備えていること。

ケ 内装仕上工事（別表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

コ 造園工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。この場合において、当該職員の中に 1 級又は 2 級の造園技能士（職業能力開発促進法第 44 条第 1 項の技能検定のうち、検定職種を 1 級又は 2 級の造園とするものに合格した者をいう。）が含まれていること。

(8) 知事から鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けていないこと。

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 平成 21・22 年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）、入札参加資格希望票（様式第 2 号）及び次に掲げる書類

(ア) 県内に本店を有する建設業者（以下「県内業者」という。）

a 経営事項審査に係る結果通知書（以下「経審結果通知書」という。）の写し（直前審査に係る経営規模等の評価の申請と同時に入札参加資格申請書を提出する場合を除く。）

b 工事経歴書（様式第 3 号）（直前審査に係る審査基準日前 1 年間に実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合に限る。）

c 職員調書（技術職員）（様式第 4 号）

d 職員調書（その他の職員）（様式第 5 号）

e 国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書（平成 20 年 4 月 1 日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

(a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式（以下「第 9 号書式」という。）その 3 の 3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。以下同じ。）に係るもの

(b) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第 9 号書式その 3 の 2）並びに鳥取県の県税に係るもの

f 建設業許可の通知書の写し

(イ) 県外に本店を有する建設業者（以下「県外業者」という。）

a 経審結果通知書の写し

b 営業所一覧（様式第 6 号）

c (ア)の b の書類

d 県内に営業所、事業所等を有する者にあつては、(ア)の e の納税証明書

e 県内に営業所、事業所等を有しない者にあつては、国税及び地方税に未納がないことを証する平成 20 年 4 月 1 日から申請日までの間に交付された次に掲げる納税証明書

(a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第 9 号書式その 3 の 3）

(b) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第 9 号書式その 3 の 2）

f 建設業許可の証明書（申請日前 3 月以内に発行されたものに限る。）

g 法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日前 3 月以内に発行されたものに限る。）

h 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者にあつては、アの書類に加えて、平成 21・22 年度鳥取県特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第 7 号）及び次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 誓約書（様式第 8 号）（希望工種が鋼構造物工事で、別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に該当する場

合に限る。)

(イ) 職員調書(様式第 9 号)及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県外業者にあつては雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写し(技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。)

(ウ) 職員写真(様式第 10 号)

(エ) 機械設備等調書(様式第 11 号)並びに当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写し(機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。)

(オ) 機械設備等写真(様式第 12 号)

(カ) 実務経験証明書(様式第 13 号)(希望工種が土木一式工事で、別表の中区分の欄に掲げる港湾に該当する場合に限る。)

ウ 様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号、様式第 6 号又は様式第 9 号から様式第 12 号までの書類の記載事項に変更を生じた場合は、平成 21・22 年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届(様式第 14 号又は様式第 15 号)を次の場所に速やかに提出すること。

(ア) 県内業者

申請者の営業所を管轄する以下の事務所

鳥取県東部総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 176 電話 0857-20-3593)

鳥取県八頭総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(〒680-0461 八頭郡八頭町郡家 100 電話 0858-72-3853)

鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 電話 0858-23-3243)

鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(〒683-0054 米子市柁町一丁目 160 電話 0859-31-9702)

鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(〒689-4503 日野郡日野町根雨 140-1 電話 0859-72-2023)

(イ) 県外業者

(4)に同じ。

(2) 提出期間及び時間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者については、知事が別に定める期間においても、提出することができる。なお、資格停止の措置を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。

ア 県内業者

平成 20 年 6 月 10 日(火)から平成 21 年 1 月 30 日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。))並びに平成 20 年 12 月 29 日から平成 21 年 1 月 3 日までの日(休日を除く。)を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで

イ 県外業者

平成 21 年 2 月 2 日(月)から同月 27 日(金)までの日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」という。)による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、県内業者にあつては平成 21 年 1 月 30 日(金)、県外業者にあつては同年 2

月 27 日（金）までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

鳥取県土整備部県土総務課建設業担当（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 電話 0857-26-7347、7454）

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成 20 年 10 月 1 日以後に会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

別表

発 注 工 事 種 別									
大区分	略号	中区分	小区分	略 称	大区分	略号	中区分	小区分	略 称
土木一式工事	(土)	一般	—	土木一般	鉄筋工事	(筋)	—	—	鉄筋工事
		プレストレスト・コンクリート	—	PC	ほ装工事	(ほ)	一般	—	ほ装一般
		港湾	—	港湾工事			アスファルト	—	アスファルト
		解体	—	土木解体	しゅんせつ工事	(し)	—	—	しゅんせつ工事
		—	—	—	板金工事	(板)	—	—	板金工事
建築一式工事	(建)	一般	—	建築一般	ガラス工事	(ガ)	—	—	ガラス工事
		解体	—	建築解体	塗装工事	(塗)	一般	—	塗装一般
大工工事	(大)	—	—	大工工事			—	区画線工	—
左官工事	(左)	—	—	左官工事	防水工事	(防)	—	—	防水工事
とび・土工・コンクリート工事	(と)	一般	—	とび等一般	内装仕上工事	(内)	一般	—	内装一般
		交通安全施設	—	交通安全施設			畳工	—	畳工
		法面処理	一般	法面一般	機械器具設置工事	(機)	—	—	機械器具設置工事
		法面植生工	—	法面植生工	熱絶縁工事	(絶)	—	—	熱絶縁工事

			法面保護工	法面保護工	電気通信工事	(通)	—	—	電気通信工事
			落石防止網工	落石防止網工	造園工事	(園)	—	—	造園工事
			アンカー工	アンカー工	さく井工事	(井)	—	—	さく井工事
石工事	(石)	—	—	石工事	建具工事	(具)	—	—	建具工事
屋根工事	(屋)	—	—	屋根工事	水道施設工事	(水)	—	—	水道施設工事
電気工事	(電)	—	—	電気工事	消防施設工事	(消)	—	—	消防施設工事
管工事	(管)	—	—	管工事	清掃施設工事	(清)	—	—	清掃施設工事
タイル・れんが・ブロック工事	(タ)	—	—	タイル等工事	/				
鋼構造物工事	(鋼)	一般	—	鋼構造物一般					
		鋼橋	—	鋼橋					

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）—中区分—小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小区分において行う。
 (例 土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）、とび・土工・コンクリート工事（法面処理（アンカー工））、水道施設工事)
- 2 土木一式工事（港湾）に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
 ①船舶を使用して実施する工事、②潜水士を使用して実施する工事、③船舶及び潜水士を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、④海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事

様式第 1 号

平成 21・22 年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書

鳥取県知事 平井 伸治 様

受付番号	
------	--

平成 21・22 年度において、鳥取県で行われる建設工事に係る競争に参加したいので、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

建設業許可番号	国土交通大臣 第 号 (鳥取県) 知事	申請時において許可を受けている建設工事の種類
---------	---------------------	------------------------

申請者 (主たる営業所)	(フリガナ) 所在地	〒	—	電話番号	—	—	(一般)
				ファクシミリ	—	—	
	(フリガナ) 商号又は名称						(特定)
	(フリガナ) 代表者名	役職名	氏名		印		
(フリガナ) 書類作成者名	氏名	電話番号		—	—		

生産指標 (千円)	営業年度	売 上 高		販売費及び一般管理費	売上原価		完成工事原価報告書の外注費
		完成工事高	兼業事業売上高		完成工事原価	兼業事業売上原価	
	直前						
	直前の前年						
	直前の前々年						
主たる営業所の位置	緯 度	N / /		特殊工事の申請の有無	有・無	様式第 7 号に記入	
	経 度	E / /					
その他の営業所の登録の有無	有・無	様式第 6 号に記入					

注意事項

- 「生産指標」の欄は、県内業者のみ記入することとし、「直前」・「直前の前年」・「直前の前々年」の各営業年度における財務諸表の「完成工事高」、「兼業事業売上高」、「販売費及び一般管理費」、「完成工事原価」及び「兼業事業売上原価」並びに完成工事原価報告書の「外注費」を転記すること。営業年度を経過していない場合は、「—」とすること。
- 「主たる営業所の位置」の欄には、緯度・経度について、度・分・秒の単位まで記入すること。
(例：鳥取県庁 N35/30/02.658 E134/14/25.618) (世界測地系の基準により測定したもの)
- 「その他の営業所の登録の有無」の欄については、県外業者のみ記入することとし、「有・無」のいずれかに○をすること。「有」に○を付けた場合、様式第 6 号に営業所情報を記入の上、提出すること。
- 「特殊工事の申請の有無」の欄について、「有・無」のいずれかに○をすること。「有」に○を付けた場合、様式第 7 号に所要事項を記入し、別に定める添付書類を添付の上、提出すること。

様式第 2 号

入 札 参 加 資 格 希 望 票

[競争入札に参加を希望する建設工事の種別表]

大区分	中区分	小区分	経審申請	完成工事高 (千円)	希望欄	大区分	中区分	小区分	経審申請	完成工事高 (千円)	希望欄

土木一式 工事	一般	—			鉄筋工事	—	—				
	プレストレス ト・コンクリート	—			ほ装工事	一般	—				
	港湾	—				アスファ ルト	—				
	解体	—				しゅんせつ 工事	—	—			
						板金工事	—	—			
建築一式 工事	一般	—			ガラス工事	—	—				
	解体	—			塗装工事	一般	—				
大工工事	—	—				区画線工	—				
左官工事	—	—			防水工事	—	—				
とび・土 工・コンクリート 工事	一般	—			内装仕上工 事	一般	—				
	交通安全 施設	—				畳工	—				
	法面処理	一般				機械器具設 置工事	—	—			
		法面植生 工				熱絶縁工事	—	—			
		法面保護 工				電気通信工 事	—	—			
		落石防止 網工				造園工事	—	—			
アンカー 工				さく井工事	—	—					
石工事	—	—			建具工事	—	—				
屋根工事	—	—			水道施設工 事	—	—				
電気工事	—	—			消防施設工 事	—	—				
管工事	—	—			清掃施設工 事	—	—				
タイル・れん が・ブロック 工事	—	—			その他工事	—	—				
鋼構造物 工事	一般	—			合 計						
	鋼橋	—									

注意事項

- 「経審申請」の欄については、希望工種ごとの大区分に係る建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を受審している場合に○印を記載すること。
- 「完成工事高」の欄については、審査基準日前 1 年間の完成工事高を希望工種ごとに記載すること。

- 3 「希望」の欄については、「経審申請」及び「完成工事高」の両方の欄又は「経審申請」の欄及び様式第 3 号の工事経歴に記載があり、当該工種に係る資格を希望する場合に○印を記載すること。
- 4 「合計」の欄に記載する額は、直前審査に係る完成工事高の合計額と一致すること。

様式第 3 号

工 事 経 歴 書

No. _____

(希望工種)

注文者	元請又は下請の別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額	着工年月		
						完成又は完成予定年月		
					千円	平成	年	月
						平成	年	月
					千円	平成	年	月
						平成	年	月
					千円	平成	年	月
						平成	年	月

(希望工種)

注文者	元請又は下請の別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額	着工年月		
						完成又は完成予定年月		
					千円	平成	年	月
						平成	年	月
					千円	平成	年	月
						平成	年	月
					千円	平成	年	月
						平成	年	月

(希望工種)

注文者	元請又は下請の別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額	着工年月		
						完成又は完成予定年月		
					千円	平成	年	月
						平成	年	月
					千円	平成	年	月
						平成	年	月
					千円	平成	年	月
						平成	年	月

注意事項

- 希望工種が特殊工事である場合及び希望工種が特殊工事ではないが直前審査に係る審査基準日前 1 年間に同種工事の施工実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に施工実績がある場合に記載すること。
- 直前審査に係る審査基準日前 1 年間及び当該審査基準日から申請日までの間に同種工事の施工実績がない

場合であっても、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあっては審査基準日前 2 年間、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる解体に限る。）及び鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあっては審査基準日前 5 年間に実績がある場合は記載すること。

- 3 希望工種に属する工事の中で代表的なもの（3 件を限度とする。）を、記載すること。
- 4 記載された工事の内容が確認できるものとして、当該工事の請負契約書、仕様書等の写し又は工事カルテ等の写しを添付すること。
- 5 請負代金は、消費税及び地方消費税抜きの金額とすること。

様式第 4 号

職 員 調 査 書

No. _____

技術職員

番号	月給・日給の別	フリガナ	生年月日	現住所	採用年月日	法令による免許等 (有資格区分コード)				雇用保険の有無	健康保険の有無	備考	
		氏名											
1	()												
2	()												
3	()												
4	()												
5	()												
6	()												
7	()												
8	()												
9	()												
10	()												
	計	人											

注意事項

- 1 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する技術職員（法人にあっては常勤役員、個人にあっては代表者であるものを含む。）のうち、直前審査の審査基準日に在籍するものを記載すること。
 なお、常勤役員又は代表者が技術者を兼務している場合には、備考欄に「役員」又は「代表者」と記載すること。
- 2 「月給・日給別」の欄の（ ）内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、直前審査の審査基準日における経営事項審査に申請した有資格区分コードを記載すること。この場合、等級の区分（1 級・2 級、1 種・2 種等）については、関係工種において上

位となる資格のみを記載し、下位となる資格は記載しないこと。

様式第 5 号

職 員 調 書

No.

その他の職員

番号	月給・日給の別	氏名	生年月日	現住所	採用年月日	雇用保険の有無	健康保険の有無	常勤・非常勤の別	備考
1	()								
2	()								
3	()								
4	()								
5	()								
6	()								
7	()								
8	()								
9	()								
10	()								
	計	人							

注意事項

- 1 様式第 4 号に記載した技術職員以外の職員のうち、希望工種の審査基準日に在籍するものを記載すること。
- 2 「月給・日給別」の欄の()内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。
- 3 「常勤・非常勤別」の欄には、役員については常勤・非常勤の別を記載すること。
- 4 役員については、備考欄に「役員」又は「代表者」と記載すること。

様式第 6 号

営業所一覧

営業所 No.	営業所名	許可を受けた建設業		所在地 (郵便番号・電話番号・市区町村コード)	代表者 職・氏名	指名通知の発送を希望する工種
		特 定	一 般			

計 簡所

注意事項

- 1 主たる営業所を除き、鳥取県の入札参加資格に基づき指名通知を発送する営業所として登録を希望する営業所について記載すること。
- 2 登録を希望する営業所については、建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所とすること。
- 3 「許可を受けた建設業」の欄には、許可を受けている建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を一般又は特定に分けて記載すること。
- 4 「指名通知の発送を希望する工種」の欄には、希望する工種のうち、当該営業所に指名通知の送付を希望するものを記載すること。ただし、当該営業所に指名通知先を特定した場合は、主たる営業所への送付は行わない。

また、一つの希望工種について、複数の営業所の登録は行わない。

様式第 7 号

平成 年 月 日

平成 2 1 ・ 2 2 年度 鳥取県特殊工事入札参加資格審査用付属書類（新規・変更）

〔希望工種(特殊工事)〕

工 種	希望欄	工 種	希望欄
土木一式工事－プレストレスト・コンクリート		鋼構造物工事－鋼橋	
土木一式工事－港湾工事		ほ装工事－アスファルト	
とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設		塗装工事－一般	
とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工		塗装工事－区画線工	
とび・土工・コンクリート工事－法面処理－落石防止網工		内装仕上工事－畳工	
とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工		造園工事	
とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工			

鳥取県知事 平井 伸治 様

許 可 番 号

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名



書類作成

担当者氏名

電話番号

様式第 10 号

No. _____

職 員 写 真

□	□	□	□	□

<u>職名</u>	<u>職名</u>	<u>職名</u>	<u>職名</u>	<u>職名</u>
<u>氏名</u>	<u>氏名</u>	<u>氏名</u>	<u>氏名</u>	<u>氏名</u>
<u>平成 年 月</u>	<u>平成 年 月</u>	<u>平成 年 月 日</u>	<u>平成 年 月</u>	<u>平成 年 月 日</u>
<u>日撮影</u>	<u>日撮影</u>	<u>撮影</u>	<u>日撮影</u>	<u>撮影</u>

注意事項

- 1 職員調書で記載した写真対照番号を写真上の□の中に記入すること。
- 2 写真は、申請日前3月以内に撮影した、脱帽、正面上半身の縦6センチメートル、横4.5センチメートルのカラー写真とすること。
- 3 様式第9号に記載したすべての者について掲載すること。

様式第 11 号

No. _____

機 械 設 備 等 調 書

希望工種

写真対照 番号	機械名	製作所名	形式	能力	製造 年月	機械番号	登録番号	取得 金額	取得 年月	年間実稼働 時間数	備考

注意事項

- 1 リース契約により使用する機械の場合は、「備考」の欄に「リース」と記載すること。
- 2 変更等の場合、「備考」の欄に「内容変更」、「削除」又は「追加」と記載すること。

様式第 12 号

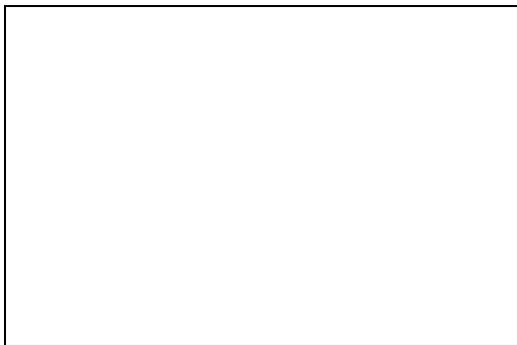
No. _____

機 械 設 備 等 写 真



機械名 _____

機械名 _____



撮影年月日 平成 年 月 日

撮影年月日 平成 年 月 日

注意事項

- 1 機械設備等調書に記載した写真対照番号を写真上の□の中に記入すること。

- 2 写真は、申請日前 3 月以内に撮影した、L 判のカラー写真とすること。
- 3 様式第 11 号に記載したすべての機械について掲載すること。
- 4 製造番号等その機械を特定できる部分が判別できるものであること。この場合において、1 つの機械に対し複数枚の写真を貼付するときは、1 つの口の欄に同じ番号を記入すること。

様式第 13 号

実 務 経 験 証 明 書

土木一式工事（港湾）に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

平成 年 月 日

証明者



技術者の氏名		生年月日		使用された期間	平成 年 月から
使用者の商号 又は名称					平成 年 月まで
所属事業所	職名	従事した工事 名	従事した職務の内容	実 務 経 験 年 数	
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
使用者の証明 を得ることが できない場合	その理 由			合計 満 年 月	
				証明者と被証 明者との関係	

注意事項

- 1 職員調書に記載した職員のうち専任技術者及び補助技術者について作成すること。
- 2 実務経験としては、原則として船舶を必要とする工事（土木一式工事（港湾工事））について記載し、当該事実を確認できる証明書を添付すること。

様式第 14 号

平成 21・22 年度 鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（一般）

鳥取県知事 平井 伸治 様

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

建設業許可（大臣・知事）第

㊦

号

入札参加資格の審査に係る申請書類に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

なお、現在契約中の建設工事は、別記のとおりです。

記

変更事項	変更前	変 更 後	変更年月日

(別記)

工事名	場所等	契約期間	請負金額	既受領額	所管課

注意事項

- 1 県内業者は、所在地を所管する総合事務所県土整備局建設総務課へ提出すること。（提出部数：2部）
- 2 県外業者は、県土整備部県土総務課へ提出すること。（提出部数は、持参の場合は2部とし、郵便の場合は1部とする。）
- 3 変更事項に係る変更内容を証する書面（原本又はその写し）を添付すること。
- 4 建設業許可に係る変更がある場合は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第22号の2の写しを添付すること。

大臣・知事		処理コード			専 任		代 表			年 号		
大臣	知事	新 規	変 更	抹 消	許可の専 任技術者		代表取締役の場合			大正	昭和	平成
0	0	3	1		1		1			2	3	4

注 「国家資格コード」は、経営事項審査申請要領の「別表（四）業種別技術職員コード表」のコードを記入すること。

その他の注意事項

- 1 所在地を所管する総合事務所県土整備局建設総務課へ提出すること。（提出部数：2部）
- 2 技術者の退職又は資格の変更（追加）のあった場合は、その事実の発生した時から2週間以内に届け出ること。
- 3 技術者の採用があった場合は、その事実の発生した時から3月経過後、2週間以内に届け出ること。
- 4 新規の者については、「健康保険被保険者標準報酬決定通知書」、「健康保険被保険者証」又は市町村の「住民税特別徴収税額通知書」の写しを添付すること。
- 5 新規及び変更の場合、国家資格者については資格証明書等の写し（合格通知は、不可とする。）、実務経験者については実務経験証明書（許可様式第9号）を添付すること。
- 6 国家資格者については、建設業許可の変更を別途届け出る必要がある。
（「国家資格者・監理技術者一覧表」許可様式11-2号により、毎営業年度経過後4月以内に決算の間の変更をまとめて届け出ることとなっている。）

鳥取県告示第 434 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利法人悠ゆうの郷 理事長 瀧 満	鳥取市青谷町蔵内 153-1	特定非営利法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内 153-1	平成 20 年 6 月 2 日

鳥取県告示第 435 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社笑和 代表取締役 梅垣忠彦	米子市富益町 4413-15	デイサービス笑和	米子市富益町 1621	通所介護	平成 20 年 4 月 25 日
医療法人昌生会 理事長 新田晴生	米子市中島二丁目 1-46	デイケア新田	米子市中島二丁目 1-46	通所リハビリテーション	平成 20 年 5 月 1 日
有限会社ライブアシスト 代表取締役 木下須賀子	米子市新開一丁目 4-20	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市新開一丁目 4-20	訪問看護	平成 20 年 6 月 1 日
医療法人真誠会 理事長 小田貢	米子市河崎580	訪問リハビリテーションゆうとびあ	米子市河崎 581-3	訪問リハビリテーション	〃

鳥取県告示第 436 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
株式会社笑和 代表取締役 梅垣忠彦	米子市富益町 4413-15	ケアプラン笑和	米子市富益町 1621	平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県告示第 437 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社笑和 代表取締役 梅垣忠彦	米子市富益町 4413-15	デイサービス笑和	米子市富益町 1621	介護予防通所介護	平成 20 年 4 月 25 日
医療法人昌生会 理事長 新田晴生	米子市中島二丁目 1-46	デイケア新田	米子市中島二丁目 1-46	介護予防通所リハビリテーション	平成 20 年 5 月 1 日

有限会社ライブアシスト 代表取締役 木下須賀子	米子市新開一丁目 4-20	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市新開一丁目 4-20	介護予防訪問看護	平成 20 年 6 月 1 日
医療法人真誠会 理事長 小田貢	米子市河崎580	介護予防訪問リハビリテーションゆうとぴあ	米子市河崎 581-3	介護予防訪問リハビリテーション	〃

公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県収用委員会会長職務代理者 松 本 啓 介

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成 20 年 5 月 29 日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)		氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測						
鳥取市倭文字西ノ畑	476-2	畑	畑	468	467.75	35.93	24.64	別記1のとおり	別記1のとおり	なし	なし
							10.76	別記2のとおり	別記2のとおり	なし	なし
							0.53	別記3のとおり	別記3のとおり	なし	なし

別記 1

不明

ただし、

加藤 正雄 千葉県市川市南八幡一丁目 25-1

又は

中川 智代子 鳥取市倭文 408-1 (持分不明)

中川 富喜雄 鳥取市倭文 408-1 (持分不明)

中川 洋一 鳥取市玉津 50-1 (持分不明)

岸本 富美恵 鳥取市興南町 63 (持分不明)

別記 2

不明

ただし、

加藤 正雄 千葉県市川市南八幡一丁目 25-1

又は

中村 勘治 鳥取市倭文 248-4

別記 3

加藤 正雄 千葉県市川市南八幡一丁目 25-1

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 新議員出退表示システムの構築等及び貸借等業務

(2) 業務の内容 次に掲げる業務とし、詳細は新議員出退表示システムの構築等及び貸借等業務に係る公募型プロポーザル参加要領（以下「参加要領」という。）による。

ア 新議員出退表示システム構築等業務 既存の議員出退表示盤の撤去、新たに議員の出退状況を表示するディスプレイの設置及び議員出退表示システムの構築

イ 貸借等業務 アにより整備した機器一式の貸借及び保守管理業務

(3) 履行期間

ア 新議員出退表示システム構築等業務 契約日から平成 20 年 9 月 19 日（金）まで。なお、この期間内にはシステムを完全に稼働させるものとする。

イ 貸借等業務 平成 20 年 9 月 20 日（土）から平成 25 年 3 月 31 日（日）まで

(4) 予算額

ア 新議員出退表示システム構築等業務 3,815 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

イ 貸借等業務 7,672 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（年度別内訳）

平成 20 年度 976 千円

平成 21 年度から平成 24 年度まで 総額 6,696 千円

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 20 年 6 月 10 日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成 20 年 6 月 10 日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件業務の参加表明書の提出の日までの間に、平成 18 年度鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービス及びリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 6 月 13 日（金）午後 5 時までに 5 の（6）の場所に提出すること。

- (5) 県内に入札及び契約締結の権限を有する本店、支店又は営業所を有すること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、新議員出退表示システムの構築等及び賃貸借等業務に係る企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の事項について、別に定める評価基準に基づき、各評価委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

- (1) 実施体制
- (2) スケジュール
- (3) 基本構想及び仕様書の充足性
- (4) 操作機能
- (5) セキュリティ対策
- (6) マニュアル及び教育
- (7) プログラム
- (8) 本件業務に要する経費

4 最優秀提案者の選定

3 により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

- (1) 参加要領の交付

参加要領は、平成 20 年 6 月 10 日（火）から同月 13 日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/gikai/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 6 月 10 日（火）から同月 13 日（金）までの日の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県議会事務局総務課

電話 0857-26-7881

ファクシミリ 0857-26-7461

電子メール gikaisoumu@pref.tottori.jp

(2) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に基づき、参加表明書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出期間及び時間

平成 20 年 6 月 10 日（火）から同月 23 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

なお、送付による場合は、同日午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 参加資格の確認

(2)により提出のあった参加表明書を審査の上、この公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を平成 20 年 6 月 24 日（火）までに通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

参加要領に基づき企画提案書及び費用内訳書を作成して、持参すること。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出期限及び時間

平成 20 年 6 月 25 日（水）から同月 30 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に基づき質問書を作成し、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 受付期限

平成 20 年 6 月 20 日（金）正午まで

(6) 2(4)の競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7824 又は 7433

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4により順位付けされた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の経費は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 委託業者として選定された提案者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して企画提案書の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、参加要領による。